

## 準備契約案件における履行開始日の追認適用について

契約書を作成する案件の契約締結は、地方自治法により契約書に浜田市及び落札者両者の記名押印を行わないと確定しないことが定められています。

一方で、4月1日から履行を開始する必要があるため、予算案の可決を条件に前年度中に落札者を決定する準備契約案件（以下「準備契約案件」という。）については、履行開始日である4月1日に契約締結（確定）する必要があります。

しかしながら、電子契約サービスを利用した電子契約については、電子契約サービス上で双方合意した日（確認同意を行い、電子署名が付された日）が契約締結（確定）日となることから、浜田市又は落札者の双方のやむを得ない事情により、4月1日に契約締結（確定）ができない場合があります。

このため、以下の準備契約案件に限り、契約締結（確定）日に関する運用の例外的措置として、履行開始日の追認適用を実施することとします。

### 1 対象案件

電子契約対象案件（ただし、落札者から電子契約サービスの利用希望がなく、電子契約サービスを利用した電子契約を締結せず、結果的に紙による契約を締結することとなった案件を含む。）であること。

### 2 履行開始日の追認適用

対象案件については、契約書の本文に履行開始日を4月1日にすることとする条項を設けることができるものとし、4月1日に契約締結（確定）ができない場合においても、4月1日から履行を開始できるものとします。

（記載例）

本契約は、令和〇年4月1日から適用するものとする。

### 3 留意事項

- (1) 本措置の対象案件は、案件公表時にお知らせします。
- (2) 対象案件への入札又は電子契約利用申請書の提出をもって、追認適用に同意したものとみなされます。
- (3) 履行開始日の前日である3月31日までに落札者による確認同意を完了している必要があります。